

平成30年度上半期の 財政状況

「広野町財政状況の作成および公表に関する条例」に基づき、平成30年度上半期の財政状況をお知らせします。

一般会計

平成30年度上半期（4月1日から9月30日まで）の財政状況についてお知らせします。
平成30年度の当初予算額は、6,070,275千円でありましたが、その後3回の補正があり、9月末現在の予算額は、6,438,177千円となっております。
各補正予算（歳出）の主な内容は次のとおりです。

補正第1号	補正第3号
・ため池放射性物質対策事業委託 24,370千円	・財政調整基金積立金 96,262千円
・中学校校舎改修工事 21,620千円	・広野町総合グラウンド改修工事 48,600千円
・広野町役場庁舎修繕工事 13,531千円	・国県等精算還付金 11,750千円
・電子自治体化推進事業 11,103千円	・道路新設改良事業 11,650千円
補正第2号	・双葉地方水道企業団負担金 10,558千円
・税過誤納還付金 33,000千円	

一般会計の歳入・歳出予算額および執行状況

歳入 (単位：千円、%)

区分	当初予算	補正予算	累計	収入済額	予算額に対する割合
町税	2,462,064	0	2,462,064	1,448,020	58.8
地方譲与税等交付金	520,480	0	520,480	290,071	55.7
使用料および手数料	54,048	0	54,048	30,068	55.6
国庫支出金	551,996	34,183	586,179	136,368	23.3
県支出金	977,242	△1,194	976,048	64,236	6.6
財産収入	18,810	326	19,136	10,858	56.7
繰入金	1,218,915	60,117	1,279,032	650,005	50.8
繰越金	50,000	272,851	322,851	611,112	189.3
諸収入	43,162	1,619	44,781	17,475	39.0
町債	142,100	0	142,100	0	0.0
その他	31,458	0	31,458	9,769	31.1
歳入合計	6,070,275	367,902	6,438,177	3,267,982	50.8

歳出 (単位：千円、%)

区分	当初予算	補正予算	累計	支出済額	予算額に対する割合
議会費	71,093	127	71,220	36,175	50.8
総務費	1,463,677	206,388	1,670,065	455,849	27.3
民生費	1,236,129	△1,553	1,234,576	213,876	17.3
衛生費	365,358	18,715	384,073	95,362	24.8
労働費	58,299	0	58,299	21,727	37.3
農林水産業費	585,521	40,418	625,939	103,134	16.5
商工費	220,694	1,229	221,923	71,100	32.0
土木費	1,084,900	29,609	1,114,509	123,606	11.1
消防費	234,411	4,971	239,382	91,875	38.4
教育費	516,341	68,549	584,890	215,675	36.9
災害復旧費	877	0	877	810	92.4
公債費	212,974	△551	212,423	82,462	38.8
諸支出金	1	0	1	0	0.0
予備費	20,000	0	20,000	0	0.0
歳出合計	6,070,275	367,902	6,438,177	1,511,651	23.5

平成29年度決算に基づく健全化判断比率 および資金不足比率の状況について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき平成29年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の状況をお知らせします。

【健全化判断比率】 (単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	4.7	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

備考 実質赤字額および連結実質赤字額がない場合および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「—」と記載しています。

【資金不足比率】 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足率 (%)	備考
公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
土地開発事業特別会計	—	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

備考 1 資金不足比率は、資金の不足額がない場合は「—」と記載しています。
2 備考欄は、事業の規模の算定方法を記載します。
※令 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）

用語説明……

■実質赤字比率
一般会計の実質赤字額の標準財政規模（標準的な経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

■連結実質赤字額
町の全部の会計の黒字額と赤字額を通算した後の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

■実質公債費比率
一般会計における地方債の元利償還金と特別会計および一部事務組合等の起こした地方債の元利償還金（準元利償還金という。）のうち一般会計で負担する額の合計額の標準財政規模を基本とした額※に対する比率の3年間（平成27、28、29年度）の平均の数値です。
※標準財政規模から元利償還金等に係る標準財政需要額算入額を控除した額です。

■将来負担比率
一般会計における地方債の残高や特別会計および一部事務組合等の起こした地方債の残高、退職手当支給見込額（特別職を含む。）、損失補償をしている第三セクター等の負担すべき債務の見込額、連結実質赤字額、一部事務組合や土地開発公社等の赤字額などの一般会計が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

■資金不足比率
一般会計における実質赤字額に相当する公営企業会計の資金不足額の公営企業の事業規模に対する比率です。

■早期健全化基準
地方公共団体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。

■財政再生基準
地方公共団体が、財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。将来負担比率を除く健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政再生計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で総務大臣に報告し、その同意を受けなければなりません。

■経営健全化基準
地方公共団体が、自主的かつ計画的にその公営企業の経営の健全化を図るべき基準として定められた数値です。公営企業の資金不足比率が20%を上回った場合は、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。

【健全化判断比率などの摘要範囲】

